

## 米子市掲示第13号

### 公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和4年4月19日

米子市長 伊 木 隆 司

#### 1 プロポーザルの概要

##### (1) プロポーザルの内容

米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託（寄附証明書等の発行・送付、ワンストップ特例申請の受付）の提案

##### (2) 対象となる業務名

米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託（寄附証明書等の発行・送付、ワンストップ特例申請の受付）

##### (3) 業務委託期間

ア. 米子市ふるさと納税管理システム更新

(a) 構築業務 契約締結の日～令和4年8月31日

(b) サービス利用 令和4年9月1日～令和5年3月31日

イ. ふるさと納税業務（寄附証明書等の送付・ワンストップ特例申請の受付）

令和4年9月1日から令和5年3月31日まで

##### (3) 提案上限額

ア. 米子市ふるさと納税管理システム更新

(a) 構築業務

1,012,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(b) サービス利用（ふるさと納税管理システム）

320,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ. ふるさと納税業務（寄附証明書等の送付・ワンストップ特例申請の受付）

19,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすも

のとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- (3) 米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 米子市が課する税の滞納をしていない者。

### 3 審査

参加申込者が提出した企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

### 4 最優秀案等の選定

審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案とする。また、優秀案のうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

### 5 手続等

別途交付する実施要領による。

### 6 契約の締結

4により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、4により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

### 7 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する実施

要領によるものとする。